

平成26年 No.25

○東京学芸大学教職大学院運営規程の一部を改正する規程

改正理由

教職大学院副院長設置に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年 5月14日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教職大学院運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年 5月15日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成26年規程第22号

東京学芸大学教職大学院運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教職大学院運営規程（平成20年規程第26号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教職大学院運営規程の一部改正について

改正理由：教職大学院副院長設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(省 略)</p> <p>(教職大学院長等)</p> <p>第5条 教職大学院に教職大学院長を置き、大学院を所掌する副学長をもって充てる。</p> <p>2 教職大学院長は、教職大学院を統括する。</p> <p><u>3 教職大学院に教職大学院副院長（以下「副院長」という。）を置く。</u></p> <p><u>4 副院長は、教職大学院長を補佐し、教職大学院長に事故あるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>(専攻代表)</p> <p>第6条 教育実践創成専攻を代表する者（以下「専攻代表」という。）は、講座に所属する教員のうちから、教職大学院長が指名する。</p> <p>2 専攻代表は、第2条第2項の講座主任及び第5条第3項の副院長を兼ねるものとする。</p> <p>(省 略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は平成26年5月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(省 略)</p> <p>(教職大学院長)</p> <p>第5条 教職大学院に教職大学院長を置き、大学院を所掌する副学長をもって充てる。</p> <p>2 教職大学院長は、教職大学院を統括する。</p> <p>(専攻代表)</p> <p>第6条 教育実践創成専攻を代表する者（以下「専攻代表」という。）は、講座に所属する教員のうちから、教職大学院長が指名する。</p> <p>2 専攻代表は、第2条第2項の講座主任を兼ねるものとする。</p> <p>(省 略)</p>